

令和7年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼児教育・保育施設等物価高騰緊急支援事業	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯の中でも特に影響が大きい多子世帯の経済的負担の軽減のため、認可保育所等に通う第2子以降の給食費を無償化する。 ②扶助費 ③(a)1人あたり単価:58,800円(月4,900円×12ヶ月) (b)対象者数:640人(職員は除く) (c)交付対象経費:(a)×(b)=37,632,000円 ④子育て世帯のうち第2子以降の子がいる世帯(保育施設を通じて)	R7.4	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	小中学校・幼稚園等物価高騰緊急支援事業	①物価高騰の影響を受ける子育て世帯の中でも特に影響が大きい多子世帯の経済的負担の軽減のため、第2子以降の児童生徒及び幼稚園児の給食費を無償化する。(教職員除く) ②負担金補助及び交付金 ③【中学校】通常:4,900円×11ヶ月×199人=10,726,100円 特支(通常):2,450円×11ヶ月×9人=242,550円 【小学校】通常:4,400円×11ヶ月×1,684人=81,505,600円 特支(通常):2,200円×11ヶ月×91人=2,202,200円 【幼稚園】通常:4,200円×11ヶ月×101人=4,666,200円 副食免除(通常):960円×11ヶ月×46人=485,760円 総計 99,828,410円=99,828,000円 ④市立学校、幼稚園に通学する児童・生徒のうち第2子以降の子及び保護者(中津市学校給食運営審議会を經由)	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食提供支援補助金(物価高騰影響分)	①物価高騰の影響を受ける中、子どもの成長に必要な栄養バランスや量が維持された給食が提供されるよう食材高騰分に対する支援を行う。 ②学校給食の牛乳・パン・米飯の値上分と副食費の物価高騰影響額について学校給食運営審議会に対して補助する。(教職員は除く) ③物価高騰影響額 77,183千円 (積算:1回平均額×回数) 【牛乳】31,960円×600回=19,176,000円 【パン】21,624.4円×250回=5,406,100円 【米飯】17,834円×350回=6,241,900円 【副食】77,265円×600回=46,359,000円 ④市立学校、幼稚園に通学する児童・生徒及び保護者(中津市学校給食運営審議会を經由)	R7.4	R8.3
4	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	中津市貨物運送事業者等緊急支援事業	①燃料費高騰等の影響による輸送費の上昇により、厳しい経営を強いられている市内運送事業者等に対し、経営の安定化を図るための支援金を交付する。 ②交付対象車両数に応じた支援金 令和7年4月1日時点で所有する交付対象車両 1台につき普通自動車(大型トラック等)5万円、小型自動車・軽自動車2.5万円を補助する。上限有(法人50万円・個人15万円) ③【積算】 @50,000円×35社×10台(上限50万円)=17,500,000円 @50,000円×155台(10台未満)=7,750,000円 @25,000円×60台=1,500,000円 合計26,750,000円 ④市内に本社等、その他事業拠点となる事業所を有し、当該事業所において貨物運送事業を営んでいる者	R7.4	R7.10

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	し尿収集運搬業者緊急支援事業	①燃油価格高騰等の影響による輸送費の上昇により、厳しい経営を強いられている中小企業者への支援として、市内し尿収集運搬業者に対し、し尿収集運搬業務の円滑な運営を図るため、支援金を交付する ②し尿収集運搬業者に対して業務に要した、燃料費の県内市場価格(各月平均)と資源エネルギー庁が公表している軽油価格(H30～R3の過去5年平均)の差額を助成(上限24円/L) ③【積算】 使用車両総走行距離÷平均燃費＝見込年間給油量 見込給油量65,400L×24円/L(上限)＝1,570千円 ④し尿収集運搬業者	R7.4	R8.3
6	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネエアコン購入費補助金(物価高騰対応分)	①物価高騰の影響によりエアコンを設置できない高齢者世帯に対して、省エネ性能の高いエアコンの購入費用を補助することで、猛暑や寒波の気候変動下においても安全・安心な生活環境を確保する。 ②エアコン設置費用に対する補助金(1世帯あたり上限70千円)及び事務費 ③補助金 70千円×140世帯＝9,800千円 事務費 チラシ・ポスター印刷製本費 110千円 ④満65歳以上のみで構成される住民税非課税世帯で、自宅に使用できるエアコンがない世帯	R7.10	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食提供支援補助金(物価高騰影響分・追加分)	①物価高騰の影響を受ける中、子どもの成長に必要な栄養バランスや量が維持された給食が提供されるよう食材高騰分に対する支援を行う。 ②学校給食の牛乳・パン・米飯の値上分と副食費の物価高騰影響額について学校給食運営審議会に対して補助する。(教職員は除く) ③物価高騰影響額(積算:1回平均額×回数) 【牛乳】38,035円×600回＝22,821,000円 【パン】25,769.4円×250回＝6,442,350円 【米飯】71,319円×350回＝24,961,650円 【副食】90,925円×600回＝54,555,000円 総額108,780千円(No.3の事業費との合算) ④市立学校、幼稚園に通学する児童・生徒及び保護者(中津市学校給食運営審議会を經由)	R7.4	R8.3
9	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰支援プレミアム商品券発行事業	①プレミアム商品券(1冊1万円)を9万冊発行することにより、食料品等の物価高騰により影響を受けている市民と市内事業者を支援する。 ②プレミアム相当分補助金及び事務委託料 ③プレミアム相当分補助金:発行額900,000千円×プレミアム分30%＝270,000千円 事務費:24,000千円 その他財源:県補助金 プレミアム分の2/3 + 事務費の1/2 ④大分県民(市民優先販売)	R7.12	R9.3
10	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	住民税非課税世帯給付金給付事業	①物価高騰の影響を大きく受けている住民税非課税世帯に対して1世帯あたり1万円を給付する。 ②令和7年度住民税非課税世帯 ③1万円×12,000世帯＝120,000千円 事務費:7,370千円 ④令和7年度住民税非課税世帯:12,000世帯	R7.12	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉施設物価高騰対策緊急支援事業(介護高齢者施設分)	①物価高騰の影響を受けている介護高齢者施設に対して大分県と共同で支援を行うことで、対象施設の運営継続を図る。 ②施設運営にかかる電力、ガス、食材費等の高騰相当額に対する補助 ③入所施設:定員1人18千円×552人×1/2 通所:80千円×41施設×1/2 訪問その他:25千円×234施設×1/2 ④対象の高齢者施設を運営する法人又は個人	R8.3	R9.3
12	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉施設物価高騰対策緊急支援事業(障害福祉施設分)	①物価高騰の影響を受けている障害者福祉施設に対して大分県と共同で支援を行うことで、対象施設の運営継続を図る。 ②施設運営にかかる電力、ガス、食材費等の高騰相当額に対する補助 ③入所施設:定員1人18千円×314人×1/2 通所:80千円×52施設×1/2 訪問:25千円×37施設×1/2 ④障害福祉サービス(児童含む)を提供する事業所	R8.3	R9.3
13	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉施設物価高騰対策緊急支援事業(保育・子育て支援施設分)	①物価高騰の影響を受けている保育施設等に対して大分県と共同で支援を行うことで、対象施設の運営継続を図る。 ②施設運営にかかる電力、ガス、食材費等の高騰相当額に対する補助 ③認可保育所・認定こども園:100千円×26施設×1/4+3千円×1,831人×1/2=3,396,500 小規模保育:50千円×1施設×1/4+3千円×3人×1/2=17千円 認可外保育施設:3千円×256人(定員数)×1/2=384千円 病児保育施設:3千円×14人(定員数)×1/2=21千円 ④保育・子育て支援施設(県を通じて)	R8.3	R9.3
14	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉施設物価高騰対策緊急支援事業(児童福祉施設分)	①物価高騰の影響を受けている児童福祉施設等に対して大分県と共同で支援を行うことで、対象施設の運営継続を図る。 ②施設運営にかかる電力、ガス、食材費等の高騰相当額に対する補助 ③市内民間児童クラブ33支援単位×50千円×1/2 子育て支援拠点1施設×30千円×1/2 こども食堂7施設×30千円×1/2 ④民間の放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、こども食堂	R8.3	R9.3
15	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉施設物価高騰対策緊急支援事業(民間の地域子育て支援拠点分)	①物価高騰の影響を受けている民間の地域子育て支援拠点に対して大分県と共同で支援を行うことで、対象拠点の運営継続を図る。 ②拠点運営にかかる電力、ガス、食材費等の高騰相当額に対する補助 ③3施設×30千円×1/2(高騰分) ④民間の地域子育て支援拠点	R8.3	R9.3